

参考配布

平成 29 年 8 月 9 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

(直通電話) 03(3502)5227

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、沖縄労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、沖縄労働局が配布した資料です。

沖縄労働局発表  
平成29年8月9日

沖縄労働局  
担当 職業安定部長 村上 優作  
需給調整事業室長 知念 照二  
電話：098-868-1637

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

沖縄労働局（局長：待鳥浩二）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 第1 被処分派遣元事業主

名称 株式会社シー・アール・シー  
所在地 愛知県名古屋市中村区名駅3-4-9 三登ビル2F  
許可番号 派23-300169（平成16年11月1日許可）

#### 第2 処分の内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

#### 第3 処分の理由

株式会社シー・アール・シーは、同社沖縄支店において、少なくとも平成28年2月8日から平成28年12月31日までの間、派遣元（3社）と業務委託と称した契約により受け入れた派遣労働者を供給先A社へ供給し、A社の指揮命令の下業務へ従事させ、延べ492人日にわたり、いわゆる違法な「二重派遣」を行っていたこと。（別添1「事案の概要図」参照。）

#### 第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1 株式会社シー・アール・シー（全事業所対象）において、労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

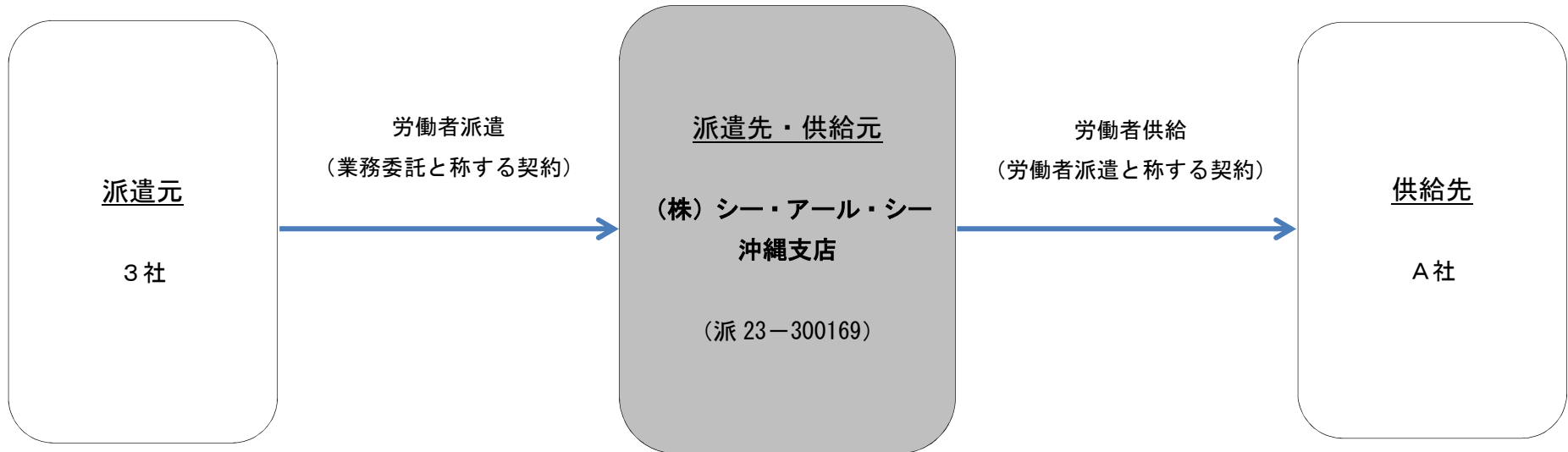
- 労働者派遣法第11条第1項（変更の届出）
- 労働者派遣法第26条第1項（契約の内容等）
- 労働者派遣法第41条（派遣先責任者）
- 労働者派遣法第42条第1項及び第3項（派遣先管理台帳）
- 職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）

2 上記の（理由）に係る労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法、職業安定法の関係条文は別添2をご参照ください。

## 「事案の概要図」



## ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（変更の届出）

第 11 条第 1 項 派遣元事業主は、第 5 条第 2 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（契約の内容等）

第 26 条第 1 項 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第 29 条の 2 において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

（派遣先責任者）

第 41 条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の

関係者に周知すること。

- イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）
  - ロ 当該派遣労働者に係る第 39 条に規定する労働者派遣契約の定め
  - ハ 当該派遣労働者に係る第 35 条の規定による通知
- 二 第 40 条の 2 第 7 項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

（派遣先管理台帳）

第 42 条第 1 項 派遣先は厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣元事業主の氏名又は名称
- 四 派遣就業をした日
- 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 六 従事した業務の種類
- 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行った日時及び内容
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

第 42 条第 3 項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

（改善命令）

第 49 条第 1 項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項及び第 23 条の 2 及び第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第 45 条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。